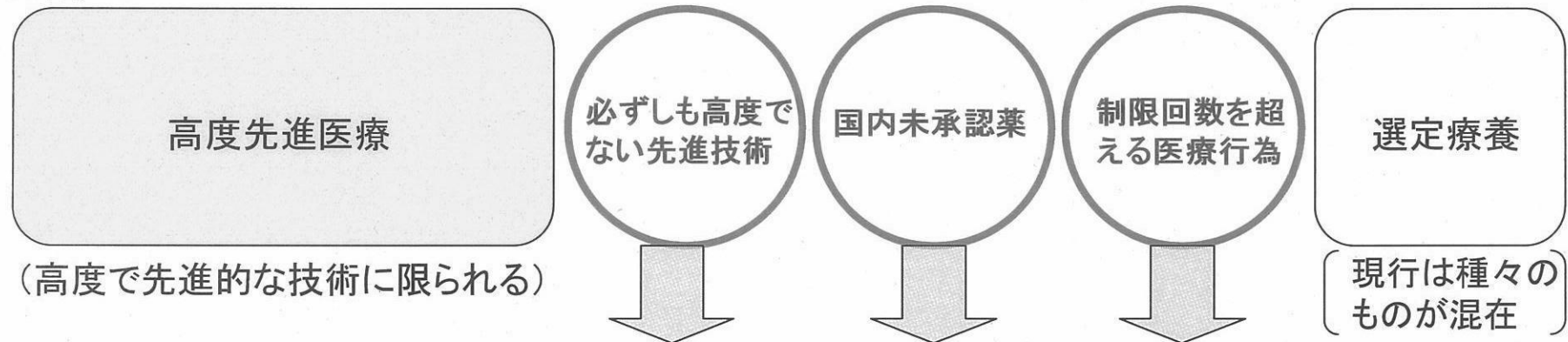


【参考2】 いわゆる「混合診療」問題への対応の考え方

- 「特定療養費制度」を廃止し、「将来的な保険導入のための評価を行うものであるかどうか」の観点から、新たな枠組みとして再構成するとともに、高度の医療技術を用いた療養等の保険外診療と併用して提供される療養について、その療養の基礎部分について、「保険外併用療養費」を保険給付として支給（「健康保険法等の一部を改正する法律」にて対応）
- このような改革により、保険診療と保険外診療との併用に関する具体的要望については、今後新たに生じるものについても、おおむねすべてに対応

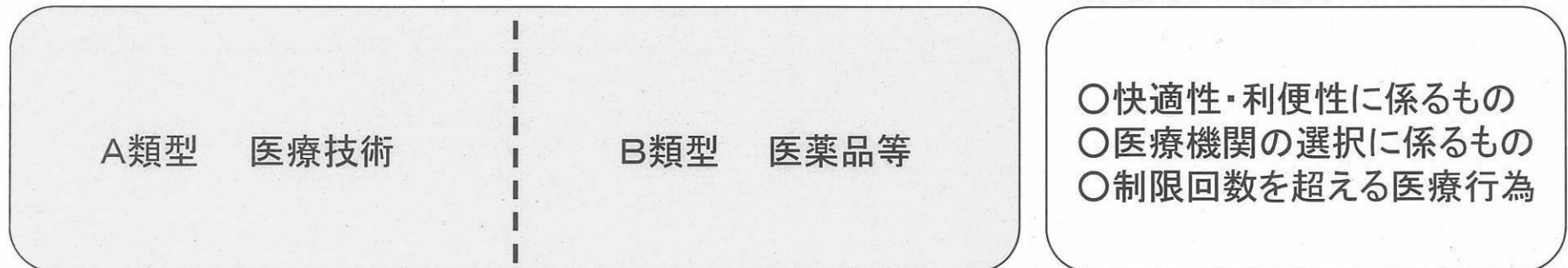
《現行》



【 評 価 療 養 】
（保険導入のための評価を行うもの）

【 選 定 療 養 】
（保険導入を前提としないもの）

《見直し後》



○ 療養の給付と直接関係のないサービス等については、保険診療との併用の問題が生じないことを明確化 ④